

二宮町携帯電話基地局の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例の骨子（案）について

1. 条例制定の背景

携帯電話の普及に伴い、町内各所に携帯電話基地局（以下「基地局」）が設置されています。

これらの基地局は、「電波法」及び総務省の「電波防護指針」等に則って事業者が設置しており、法令上、事業者は基地局を設置することについて近隣住民に知らせたり、市町村に届け出たりする義務はありません。

一方で、知らないうちに基地局が設置されたことで、近隣住民が不安を感じるケースも報告されており、二宮町でも令和5年第2回議会定例会（6月）において、「携帯電話基地局設置について設置・変更手続き条例の制定を求める陳情」が採択されるなど、近隣住民に不安を生じさせないためのルールづくりが求められています。

町はこの結果を受け、事業者に対し基地局を設置又は改造（以下「設置等」）する場合は、近隣住民に説明を行うなど適切な対応を求める旨を要請しているところですが、今般、事業者の責務を明確に定めることを目的として、本条例を制定するものです。

2. 条例の骨子（案）

目的

本条例は、携帯電話基地局の設置等に関し、事業者が近隣住民に対して事前に配慮すべき事項、設置計画の手続、紛争の調整に関する手続等について定めることにより、紛争の予防と調整を図ることを目的としています。

対象となる基地局

屋外における基地局の設置等が対象となります。（建築物内は非対象）

「近隣住民」の範囲

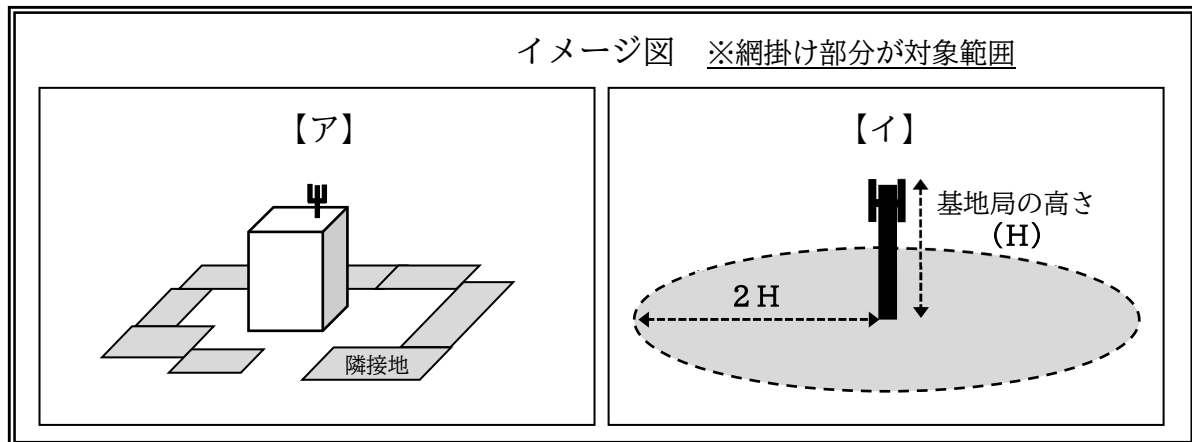
【ア】 マンションなどの建築物又は工作物（以下「建築物等」）に基地局を設置する場合または既に建築物等に設置された基地局の改造を行う場合。

⇒ 当該建築物等の敷地に隣接する土地において、土地を所有する方又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する方（以下「土地所有者等」）が対象となります。

※当該基地局の地上からの高さの2倍に相当する水平距離の範囲内に限ります。

【イ】独立した鉄柱やコンクリート柱（電柱を含む）に基地局の設置等を行う場合

⇒ 基地局の地上からの高さの2倍に相当する水平距離の範囲内の土地所有者等が対象となります。



事業者の責務

- ①事業者は、基地局の設置又は改造について、近隣住民に説明を行い、理解を得るよう努める旨を定めます。
- ②事業者は、近隣住民から説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努める旨を定めます。
- ③事業者は、近隣住民の意見を聴き、紛争の防止に努める旨を定めます。
- ④事業者は、近隣住民の範囲に小・中学校、保育園などがある場合は、施設管理者等の意向を尊重するよう努める旨を定めます。
- ⑤事業者は、基地局に関する工事に着手する前に、当該工事の計画書を町長に提出する旨を定めます。
- ⑥事業者は、近隣住民への説明の結果報告書を町長に提出する旨を定めます。

住民の責務

住民は、事業者の説明を聞いて検討を行い、紛争の防止に努める旨を定めます。

町の責務

町は、紛争を未然に防止するとともに、紛争が生じたときは、適切に調整する旨を定めます。

3. その他

本条例は、令和6年第3回二宮町議会定例会（9月）への上程を予定しています。